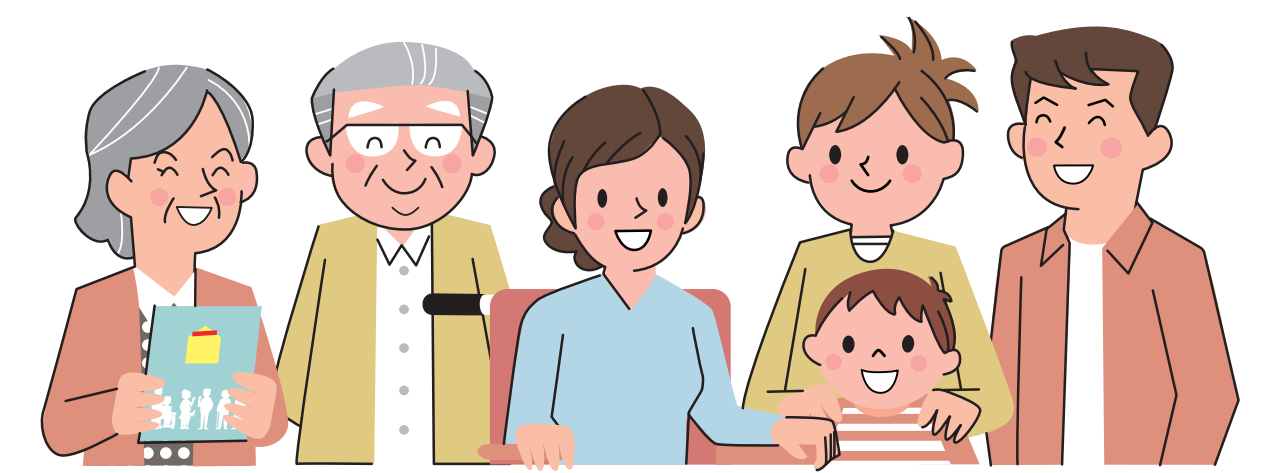


はじめに

本ガイドブックは、札幌市居住支援協議会が、住まいの確保にお困りの方々をサポートするため、相談窓口での流れ、相談事例、支援制度の紹介などをまとめたものです。ぜひ、お役立てください。



INDEX	
こんな悩みありませんか？	2
「みな住まいる札幌」とは？	3
相談から入居までの流れ	4
Q&A よくある質問	5
事例紹介	7
支援制度の紹介	11
支援窓口一覧	18

こんな悩みありませんか？



これらの悩みをサポートするため
札幌市居住支援協議会では
相談窓口「みな住まいる札幌」を設置しています。

住宅情報の紹介

相談者の希望に沿った賃貸住宅などを紹介

生活支援サービスの紹介

見守りサービスや家賃債務保証などの生活支援サービスを紹介

福祉相談窓口などの紹介

相談者の状況に応じた福祉相談窓口などを紹介

「札幌市居住支援協議会」とは？

札幌市居住支援協議会は、「住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)」に基づき、札幌市・不動産事業者団体・福祉関係団体等が協力体制を構築し、2020年1月に設立されました。

高齢者・障がい者・低額所得者・子育て世帯・外国人など住まいの確保にお困りの方々が、賃貸住宅にスムーズに入居するための必要な支援について協議することにより、札幌市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献することを目的としています。

「みな住まいる札幌」とは？

「みな住まいる札幌」は、高齢者など住まいの確保にお困りの方をサポートするために開設された、無料相談窓口です。専門の相談員がお話を伺い、住宅情報や生活支援サービス、福祉相談窓口を紹介します。



相談は無料

相談は無料で行っています。まずは電話やFAXにて、お気軽にご連絡ください。

経験豊富な相談員

相談は、介護福祉士、ケアマネジャー、看護師などの経験がある相談員が対応します。相談者の状況に応じ、適切な情報やサービスを紹介します。

札幌市居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」

「みな住まいる札幌」は、札幌市役所や時計台からほど近い札幌市中心部にあります。

住所 札幌市中央区北1条西2丁目9番地オーク札幌ビル1階 ※専用玄関があります。

受付時間 9時30分～16時30分 **定休日** 土・日・祝日・年末年始

TEL 011-210-6224 **FAX** 011-210-7722

※地図は裏表紙を参照

※メールでのお問い合わせは札幌市居住支援協議会ホームページ(<https://s-kyoju.jp/>)のお問い合わせフォームからお願いします。



相談から入居までの流れ

1

相談予約

住まいに関する悩みをお持ちの方は、まずは電話かFAXにて「みな住まいる札幌」まで連絡し、相談の予約をお願いします。



2

相談

「みな住まいる札幌」にて面談を行います。専門の相談員が、住まいに関する悩みなどを伺います。本人以外の面談や、家族、ケアマネジャー、支援者の方などの同席も可能です。

3

住宅情報・生活支援サービス・福祉相談窓口の紹介

相談内容に応じて高齢者向け住宅や賃貸住宅などを紹介します。また、相談者の状況に応じて、生活支援サービスや福祉相談窓口の紹介も行います。

4

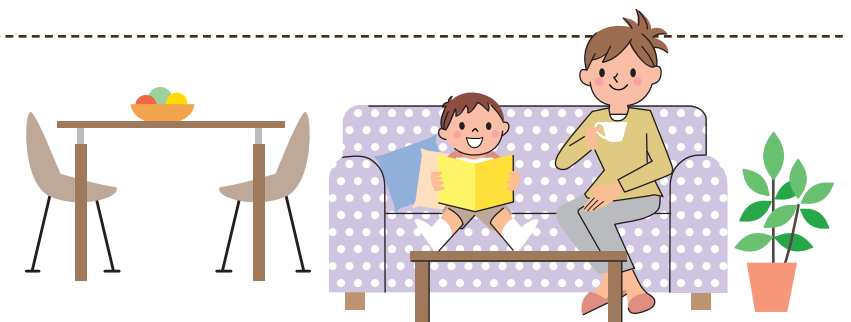
住宅の内覧・契約の説明 / 契約・生活支援サービスの利用申請

ご自身で希望の住宅の管理会社などに連絡し、住宅の内覧や賃貸契約の説明を受けた上で、契約を締結します。また、入居時などに必要な生活支援サービスがある場合は、事業者へ直接、利用申請を行います。



5

入居



相談に関する質問

Q1. 相談は 窓口だけですか？

A. 基本的に窓口での対面相談をお勧めしています。ただし、自宅から遠い、交通手段がないなどの理由がある場合は、電話や札幌市居住支援協議会ホームページ※のお問い合わせフォームからの相談もお受けしています。※<https://s-kyoju.jp/>



Q2. 窓口での相談は、 なぜ予約制なのですか？

A. 相談スペースが限られているので、スムーズに対応できるよう事前予約制となっています。

Q4. 相談時間は どのくらいかかりますか？

A. 相談内容により、それぞれ異なりますので、時間に余裕をもってお越しください。

Q3. 匿名での相談は 可能ですか？

A. 可能です。お気軽にご相談ください。

Q5. 住宅情報や 生活支援サービスなどの 紹介は、 すぐにしてもらえますか？

A. できる限り相談を受けた際に紹介するようにしていますが、後日、調べて紹介する場合もあります。

住宅情報に関する質問

Q6. 紹介された住宅の 内覧や契約に 同行してもらえますか？

A. 原則として紹介後の住宅の内覧や契約などは、相談者本人と家族などで行っていただきます。

Q7. 相談窓口では、 希望に沿った住宅を 必ず紹介してくれますか？

A. 相談内容によって、希望条件に合う住宅を紹介できない場合もあります。ご了承ください。

生活支援サービスの 紹介に関する質問



Q8. 生活支援サービスとは、どのようなものですか？ また、どのような時に紹介してもらえるのですか？

A. 「生活支援サービス」とは、見守りサービス・家賃債務保証・死後事務委任契約など、相談者が賃貸契約を結ぶ際や入居後の生活でお困りの際に活用できるサービスです。相談者の状況を伺い、必要だと判断した際に紹介します。

※死後事務委任契約とは、本人が第三者に対し、亡くなった後の諸手続・葬儀・納骨・埋葬に関する事務などについての代理権を付与して、死後事務を委任する契約をいいます。



よくある相談事例の紹介

これまで寄せられた相談の中から、よくある事例をいくつか紹介します。

事例 1

高齢者

元気なうちは賃貸住宅で生活をしたい。



Aさん

現在、住んでいるアパートが取り壊されることになり、賃貸住宅を探しています。私は、ひとり暮らしで子どもはおらず頼れる親族もいませんが、体が元気なうちは、賃貸住宅で生活したいです。

高齢者は、契約を断られるケースが多く賃貸住宅を探すことが困難な場合があります。Aさんには、賃貸契約をする上で必要な連帯保証人がいないため、保証会社と保証契約を締結することで賃貸契約ができる物件を探し、無事入居することができました。

このようなケースでは、事前に保証会社を利用することで、賃貸契約の締結がスムーズに行える場合があります。

事例 2

高齢者

認知機能が低下し、ひとり暮らしが心配なため、高齢者向け住宅に住み替えたい。



Bさん

ひとり暮らしをしています。認知機能や体力の衰えを感じ、毎食の食事をつくるのも大変になってきたので、高齢者向け住宅に住み替えたいです。私には子どもはおらず、兄弟も高齢で、頼れる親族がいません。

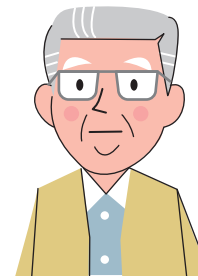
高齢者向け住宅に入居するには、保証人や身元引受人が必要です。そこで、判断力が低下する前に身元引受人を含めた後見人を決め、自己決定ができなくなった場合に備え、法的効力のある契約を交わして備えておくことを勧めました。

その後、成年後見の相談機関を利用し、後見人を決めたBさんは、サービス付き高齢者向け住宅に入居することができました。

事例 3

高齢者

認知症がある妻の入居先を探している。



Cさん

妻は、数年前に認知症を発症。以来、私が介護をしていましたが、症状が進み2人で暮らすことに限界を感じてきたので、妻が入居できる施設を探しています。

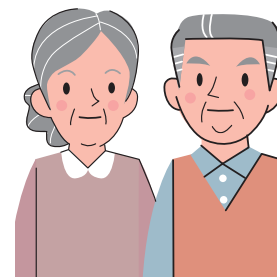
認知症の内容や程度によって紹介できる施設は変わります。認知症へのケアを考えると、一般的にはグループホームが良いですが、要介護度が高くなると住み替えを求められることを伝えました。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームのほとんどは、認知症の方でも入居が可能なことも伝え、その上で条件に合う施設を紹介しました。

Cさんはいくつかの施設に連絡し、妻の有料老人ホームへの入居を決めました。

事例 4

高齢者

夫の介護が大変になり、老人ホームなどに住み替えたい。



Dさん夫妻

私たち夫婦は70代で、子はおらず2人暮らしです。数年前、夫の介護が必要となってきてからは、私が面倒をみてきました。しかし、私自身も足腰が悪くなってきたので、2人で老人ホームに入りたいです。

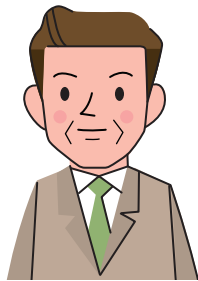
民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの入居を希望されましたが、夫婦での入居は高額となり、Dさん夫妻の収入(年金受給額)では支払いきれません。そこで、ケアハウスなどの公的施設への入居を勧めました。

ケアハウスなどの公的施設は待機者が多いため、申し込みを行い、入居が決まるまでは生活支援サービスなどを活用してDさん夫妻は自宅で暮らすことに。その後、施設の空きが出たため、ケアハウスに夫婦で入居しました。

事例 5

高齢者

地方に住む高齢の親を札幌に呼び寄せ、 高齢者向け住宅・施設に入居させたい。



Eさん

私はひとりっ子で、地元を離れ札幌に住んでいます。実家では母がひとり暮らしをしていますが、高齢になってきたため、札幌に呼び寄せることに。しかし、出張の多い仕事で介護が難しいため、高齢者向け住宅・施設への入居を検討しています。

要介護度などが不明だったため、以下の4つの選択肢があることを伝えました。

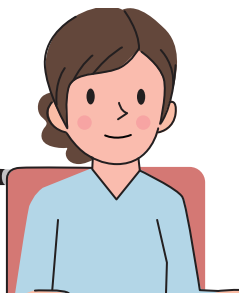
- ① 自立した生活が当面の間できる場合は、サービス付き高齢者向け住宅やシニア向けの賃貸住宅が考えられること。
- ② 年金以外の収入が少なく、身の回りのことが自分でできる場合は、軽費老人ホームA型やケアハウスが考えられること。(待機者が多い)
- ③ 要介護認定を受けた場合は、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが考えられること。
- ④ 要介護3以上の場合は、特別養護老人ホームが考えられること。(待機者が多い)

その後、Eさんは母親を札幌に呼び寄せ、母親は要介護認定を受けました。そして、条件に合う有料老人ホームへの入居が決まりました。

事例 6

障がい者

障がいがあり、 両親と暮らしていたが、自立したい。



Fさん

私は障がいがあり、公的支援を受け、両親とともに暮らしています。両親が高齢になってきたこともあり、長年の夢だったひとり暮らしをはじめたいです。

いくつか賃貸住宅を紹介し、賃貸オーナーとの面談を経て契約。何か困りごとやトラブルがあったら相談できるよう、障がい者への支援を行う団体を紹介しました。

念願のひとり暮らしを始めたFさんは、団体のサービスを活用しつつ、就労継続支援事業所に通っています。

事例 7

ひとり親世帯

夫と離婚し、収入が少ないので、 新たな住宅を探している。



Gさん

夫と離婚し、7歳の子供と2人で暮らすことになりました。収入が少ないため、安く入居できる賃貸住宅を探しています。元夫も低収入で、養育費はあまり見込めません。

まず、家賃の低い賃貸住宅の紹介のほか、市営住宅への入居申し込みを勧めました。さらに、ひとり親家庭を支援する団体や札幌市の子供への教育費に対する助成などの支援制度を紹介しました。

その後、Gさんは収入にあった賃貸住宅に入居し、支援制度などを活用しながら親子2人で暮らしています。

事例 8

低額所得者

失業し、家賃の低い入居先を探している。



Hさん

飲食店で働いていましたが、勤務先の業績悪化の影響を受け、失業してしまい、住んでいたアパートの家賃の支払いが困難になってきたため、転居先を探しています。

札幌市生活就労支援センター「ステップ」を紹介し、就労や住居確保給付金の相談を勧めました。その後、Hさんは新たな仕事が見つかり、相談窓口で紹介した賃貸住宅に入居することができました。

事例 9

DV被害者

夫のDV(家庭内暴力)で離婚協議をしており 住み替えを考えている。



Iさん

夫からDVを受けており離婚協議中ですが、なかなか応じてもらえそうにありません。家を出たいと考えていますが、金銭的に難しい状況です。

「札幌市配偶者暴力相談支援センター」を紹介し、センターでは、緊急避難的に住まいを確保することや、今後の離婚協議の進め方、必要な公的援助のアドバイスを受けられることを伝えました。

その後、Iさんは緊急避難のできるシェルターを運営している居住支援法人を通じて、紹介を受けた物件に入居が決まりました。

困ったときは

生活をする中で困りごとがあった際に、活用できる支援制度をまとめました。
札幌市居住支援協議会では、相談内容に応じた支援先の紹介も行っています。
ぜひ、お気軽にご相談ください。

高齢者に関する支援制度

● 高齢者あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器をご自宅に設置し、健康などの相談に24時間体制で対応するほか、受信センターからも月1回程度、電話によるお声がけを実施します。急病などの緊急時は、受信センターが救急車の要請などを行います。

問合せ 各区保健福祉課福祉支援係(※巻末参照)

URL <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k160dokuji.html#sien4.5>



● 民生委員による巡回相談

民生委員が見守り・安否確認のための訪問を行うことにより、ひとり暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を営むことが出来るよう支援を行います。

問合せ 各区保健福祉課活動推進担当(※巻末参照)

URL <https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/sodan/sodan2.html>



● 日常生活自立支援事業

高齢や障がいのために日常生活の判断に不安のある方が、地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行います。

問合せ 各区社会福祉協議会(※巻末参照)

URL <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/everyday/>



● 地域支え合い有償ボランティア事業

高齢者・障がいのある方など日常生活にお困りの方を対象に、有償ボランティア(協力会員)が家事などの援助サービスを行います。

問合せ 札幌市社会福祉協議会「ほっ・とプラザ」(TEL 011-623-4010)

URL <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/service/hotto-plaza/>



● 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者の方で、病気などで日常的に調理が困難な方に対し、栄養のバランスのとれた食事を届けます。また、安否を確認し、健康状態に異常などがあった場合は、関係機関への連絡などを行います。

問合せ 各区保健福祉課相談担当(※巻末参照)

URL <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k160dokuji.html#sien2>



● 介護予防センター

介護予防の拠点・地域の高齢者の身近な相談窓口です。高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行っています。
※お住まいの地域により、担当する介護予防センターが異なります。

問合せ お住まいの地域を担当するセンターがご不明の場合は、札幌市コールセンター(TEL 011-222-4894)にて担当する介護予防センターを案内します。

URL <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k170houkatuyobou.html>



● 地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口・支援機関です。高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように必要なサービスを調整するなど、様々な方面から支援を行います。
※お住まいの地域により、担当する地域包括支援センターが異なります。

問合せ お住まいの地域を担当するセンターがご不明の場合は、札幌市コールセンター(TEL 011-222-4894)にて担当する地域包括支援センターを案内します。

URL <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k170houkatuyobou.html>



● 介護保険サービス

介護や支援が必要となった場合でも、できるかぎり自立した生活を送るための様々なサービスを提供します。利用には、介護認定・ケアプランの作成などが必要です。

問合せ 各区保健福祉課相談担当(※巻末参照)・各地域包括支援センター(上記参照)

URL <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k140riyo.html>



● 介護保険法に基づく住宅改修費の支給

在宅の要介護または要支援の認定を受けた方を対象に、介護のために住宅改修をする際にかかった費用の一部を支給する制度です。

問合せ 各区保健福祉課給付事務係(※巻末参照)

URL https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k142_7fukusiyougu_jyutakukaishu.html



● 認知症コールセンター

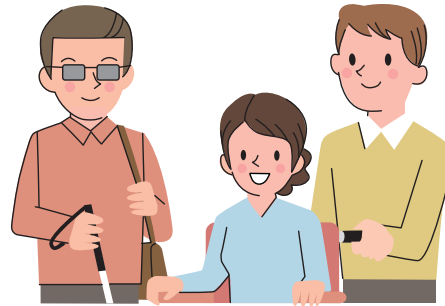
若年性認知症を含めた認知症に関する相談に、専門の相談員が電話で応じます。また、相談の内容によって医療や福祉、介護などの機関を紹介します。

問合せ 札幌市認知症コールセンター(TEL 011-206-7837)

URL https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k165ninchisyo_navi.html



障がい者に関する支援制度



● 意思疎通支援

手話通訳者、要約筆記者・盲ろう者通訳・介助員・失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

問合せ 手話通訳者派遣

札幌聴覚障害者協会 (TEL 011-633-7575 / FAX 011-633-7600)

要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員派遣

札幌市身体障害者福祉協会 (TEL 011-641-8853 / FAX 011-641-8966)

失語症者向け意思疎通支援者派遣

北海道言語聴覚士会 意思疎通支援部 (TEL 070-1253-8669 / メール shien@st-hokkaido.jp)

● 障害福祉サービスなど

障がいのある方(難病のある方を含む)に対し、障害福祉サービスなどの提供を行います。

【介護給付】居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援

【訓練等給付】自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

【相談支援】計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

問合せ 各区保健福祉課相談担当(※巻末参照)

URL https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/2-1-2_fukushiservice.html



● 障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業

在宅の障がいのある方または難病患者などを対象に、日常生活の利便を図るために日常生活用具の給付を行います。

問合せ 各区保健福祉課相談担当(※巻末参照)

URL https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_03.html#b



● 身体障がい者あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器をご自宅に設置し、健康などの相談に24時間体制で対応するほか、受信センターからも月1回程度、電話によるお声がけを実施します。急病などの緊急時は、受信センターが救急車の要請などを行います。

問合せ 各区保健福祉課相談担当(※巻末参照)

URL https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_02.html



● 地域ぬくもりサポート事業

障がいのある方のための有償ボランティア事業です。地域ぬくもりサポートセンターが紹介する地域サポーター(ボランティア活動ができる地域住民の方)が、外出の付き添いや育児支援など暮らしの手伝いをします。

問合せ 地域ぬくもりサポートセンター(※下記URLまたはQRコード参照)

URL https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/nukumori_support/



● 日常生活自立支援事業

高齢や障がいのために日常生活の判断に不安のある方が、地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行います。

問合せ 各区社会福祉協議会(※巻末参照)

URL <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/everyday/>



● 地域支え合い有償ボランティア事業

高齢者・障がいのある方など日常生活にお困りの方を対象に、有償ボランティア(協力会員)が家事などの援助サービスを行います。

問合せ 札幌市社会福祉協議会「ほっ・とプラザ」(TEL 011-623-4010)

URL <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/service/hotto-plaza/>



● 障がい者相談支援事業

障がいのある方やご家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービスなどの情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。

問合せ 各障がい者相談支援事業所(下記URLまたはQRコード参照)

URL https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_06-1.html



外国人の方に関する支援制度

● さっぽろ外国人相談窓口

札幌に住む外国人が、生活の中で困っていること、不安に思っていることを、解決できるようにお手伝いするところです。

問合せ さっぽろ外国人相談窓口(TEL 011-211-3678)

URL <https://www.sapporolife.info/> (やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語)



「家」に関する専門業者紹介制度

● 札幌商工会議所 住まいの相談窓口

「家」に関する困りごと(空き家の管理・解体・売却、リフォーム、相続等)の相談を受け付け、解決に向けて商工会議所の会員企業から実績豊富な専門業者を無料でご紹介します。

問合せ 札幌商工会議所 産業部 地域振興・ものづくり課(TEL 011-231-1373)

URL <https://www.sapporo-cci.or.jp/sumai-sodan/>



生活にお困りの方に関する支援制度

● 生活保護制度

生活費や医療費などに困っている方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けた援助を行います。

問合せ 各区保護課(※巻末参照)

URL <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/seikatuuhogo.html>



● 住居喪失者(ホームレス)支援

一時的な宿泊場所及び衣食などの提供、行政機関への同行や連携支援、居宅確保に関するサポートを行います。

問合せ 札幌市ホームレス相談支援センター JOIN (TEL 0120-887-860 ※通話料無料)

URL <https://join-sapporo.net/>



● 生活困窮者自立相談支援

仕事や生活に関する困りごとの相談を広く受け付け、就労や家計改善のための支援、その他解決に適した専門の支援機関へのつなぎなどの支援を行います。また、生計維持のため懸命に求職活動を行っている方のための住居確保給付金の相談支援も行っています。

問合せ 札幌市生活就労支援センター ステップ(TEL 011-221-1766)

URL <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/step.html>



● 札幌市セーフティネット住宅入居支援事業補助金

セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)に入居する際の家賃債務保証料等の補助を行います。

問合せ 札幌市都市局市街地整備部住宅課(TEL 011-211-2807)

URL https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn_seido/sapporo_yachinsaimuhoshouseido.html



お墓に関する支援制度

● 札幌市営の合同納骨塚

お墓について不安に思っている方に、平岸霊園に設置している合同納骨塚(合葬式のお墓)の利用などについて案内しています。墓じまいを検討または親族の遺骨を所有している方が利用できます。

問合せ 札幌市保健福祉局保健所施設管理課霊園管理担当係(TEL 011-831-6980)

URL https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/boen/5_goudou.html



ひとり親世帯などに関する支援制度

● ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭及び寡婦を対象とした生活一般にかかる悩みごとなどの総合相談、養育費などの法律相談、メンタル面としての心療相談を行っています。また、ひとり親家庭などの自立を支援するため、就職・転職など就労に関する就業相談事業や技能習得のための各種講習会などを実施しています。

問合せ 札幌市ひとり親家庭支援センター(TEL 011-631-3320)

URL <https://satsuboren.or.jp/hitorioya/>



● 母子生活支援施設

児童を扶養している母子世帯で、生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合、その母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する施設です。入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための支援・相談・指導を実施しています。

問合せ 各区健康・子ども課子ども家庭福祉係(※巻末参照)

URL <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/manabu/hitorioya/1347.html>



● 母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)と寡婦の経済的自立を支援するため、転居に伴う住宅の賃借に必要な資金など12種類の資金を、無利子または低利で貸し付ける制度です。

問合せ **母子家庭・寡婦** 各区健康・子ども課子ども家庭福祉係(※巻末参照)
父子家庭 札幌市ひとり親家庭支援センター(TEL 011-632-7132)

URL <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/money/hitorioya/1123.html>



DVなど(配偶者などからの暴力)に関する支援制度

● 札幌市配偶者暴力相談センター

配偶者やパートナー、交際相手からの暴力のことを相談できます。パートナーからのDV、デートDVの悩みに専門的な知識でサポートします。

問合せ 札幌市配偶者暴力相談センター(TEL 011-728-1234)

URL <https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/boryoku/sodan/documents/haiguusya.pdf>



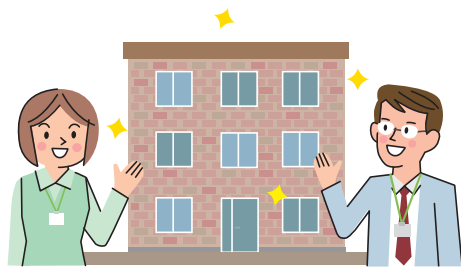
● 各区保健福祉部健康・子ども課(母子・婦人相談)

お住まいの区でも配偶者などからの暴力に関する相談ができます。

問合せ 各区健康・子ども課母子・婦人相談員(巻末参照)

※北海道の相談窓口…北海道立女性相談援助センター(TEL 011-666-9955)

住宅紹介事業



● サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供

問合せ 札幌市都市局市街地整備部住宅課(TEL 011-211-2807)

URL <https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/index.html>



● UR賃貸住宅の情報提供

問合せ UR北海道ご案内窓口(TEL 011-261-6420)

URL <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>



● 市営住宅の入居者募集

問合せ 札幌市住宅管理公社(TEL 011-205-3071)

URL <https://s-j-k.or.jp/>



● 道営住宅の入居者募集

問合せ 北海道住宅管理公社(TEL 011-205-5255)

URL <http://www.hjkk.org/move/move.php>



賃貸住宅検索サイト

セーフティネット住宅 (一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会)

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



※セーフティネット住宅とは、
高齢者・障がい者・低額所得者などの住まいの確保にお困りの方々の入居を拒まない住宅のことです。

ハトマークサイト北海道 (公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会)

<https://www.hatomarksite.com/search/hokkaido/>



ラビーネット不動産 (公益社団法人 全日本不動産協会)

<https://rabbynet.zennichi.or.jp/rent/home/hokkaido/area/>



安心ちんたい札幌 (公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 北海道支部)

<http://www.saigaishienjutaku.com/chiiki/hokkaido/hokkaido-sapporo/>



● 区役所

		中央区役所	北区役所	東区役所	白石区役所	厚別区役所
保健福祉課	福祉支援係	011-205-3304	011-757-2464	011-741-2463	011-861-2449	011-895-2481
	相談担当	011-205-3306	011-757-2509	011-741-2466	011-861-2451	011-895-2481
	活動推進担当	011-205-3301	011-757-2470	011-741-2459	011-861-2443	011-895-2471
	給付事務係	011-205-3303	011-757-2463	011-741-2462	011-861-2448	011-895-2478
	保護課	011-205-3274	011-757-2517	011-741-2479	011-861-2466	011-895-2549
健康・子ども課	子ども家庭福祉係	011-205-3354	011-757-2563	011-711-3214	011-861-0336	011-895-2499
	母子・婦人相談員	011-205-3354	011-757-2564	011-711-3215	011-861-0336	011-895-2512

		豊平区役所	清田区役所	南区役所	西区役所	手稲区役所
保健福祉課	福祉支援係	011-822-2459	011-889-2041	011-582-4743	011-641-6945	011-681-2492
	相談担当	011-822-2462	011-889-2043	011-582-4747	011-641-6948	011-681-2504
	活動推進担当	011-822-2451	011-889-2034	011-582-4734	011-641-6942	011-681-2478
	給付事務係	011-822-2454	011-889-2040	011-582-4742	011-641-6944	011-681-2491
	保護課	011-822-2489	011-889-2488	011-582-4765	011-641-6964	011-681-2549
健康・子ども課	子ども家庭福祉係	011-822-2473	011-889-2051	011-522-5780	011-621-4242	011-688-8597
	母子・婦人相談員	011-822-2473	011-889-2051	011-522-5785	011-621-4242	011-688-8597

● 社会福祉協議会

各区の連絡先は札幌市社会福祉協議会の公式 HP をご覧ください。
<https://www.sapporo-shakyo.or.jp/about/location.html>



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

発行
札幌市居住支援協議会

HP <https://s-kyoju.jp/>



事務局

札幌市都市局市街地整備部住宅課

住所 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2807 FAX 011-218-5144

E-mail jutakukikaku@city.sapporo.jp

(一財)札幌市住宅管理公社

住所 札幌市中央区北1条西2丁目9番地
オーク札幌ビル1階

TEL 011-211-3381 FAX 011-221-4438

E-mail s-k-jimukyoku@s-j-k.or.jp

相談窓口

みな住まいる札幌

住所 札幌市中央区北1条西2丁目9番地
オーク札幌ビル1階(専用玄関)

TEL 011-210-6224 FAX 011-210-7722

※メールでのお問い合わせは札幌市居住支援協議会ホームページ
(<https://s-kyoju.jp/>)のお問い合わせフォームからお願いします。



住まい探しでお困りの方へ

さっぽろ 居住支援 ガイドブック



札幌市居住支援協議会